

第 1 回 熊野川懇談会

議事録

平成 16 年 10 月 30 日 (土) 13:30 ~ 17:00

新宮市立丹鶴小学校 体育館

司会(赤井)

日本有数の多雨地帯も、ことしはことのほか雨がが多いようでございます。きょうも、時折雨足が強くなっておりますが、そんな中、たくさんの皆様にご来場をいただきましてありがとうございます。

お時間となりましたので、ただいまより第1回熊野川懇談会を開会させていただきます。私、本日の司会を担当させていただきます和歌山放送の赤井由賀里と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

まず、会場の皆様には熊野川のすばらしさをもっともっと知っていただくということで、熊野川のスライドを上映させていただきます。委員の皆様も、どうぞスクリーンの方をごらんくださいませ。

このスライドは、新宮市にお住まいの写真家楠本弘児さんが撮影されたものでございます。楠本さんは、熊野にかかわる写真家の第一人者としてご活躍されていらっしゃいます。

では、音楽とともに、どうぞスライドをお楽しみください。

(スライド上映)

いかがだったでしょうか。春夏秋冬、朝、昼、夕べ、そして宵、神の宿る地を感じさせます美しい瞬間が見事にとらえられておりました。地元にお住まいの皆様も、熊野川のすばらしさを改めて感じていただけたのではないのでしょうか。

スライドの感動の余韻がまだ残っておりますが、ただいまから第1回熊野川懇談会を開催いたします。

委員の皆様へのお断りでございますが、本日の第1回熊野川懇談会につきましては、河川管理者の判断で、公開で取り行います。第2回以降の公開非公開などの扱いにつきましては、後ほどの議事の中でご議論いただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、委員の皆様のご発言ですが、この懇談会では議事録を作成しております。ご発言はマイクを通してお願いいたします。また、ご発言の冒頭でお名前をおっしゃっていただきましてからご発言いただきますように、お願いいたします。

そして、傍聴席の皆様にお願ひ申し上げます。皆様からのご意見は、懇談会進行の都合上、委員長がご指名をさせていただきますから、ご発言いただきますようお願いいたします。

では、議事を進める前に、きょうの資料のご確認をさせていただきます。

まず議事次第です。続きまして、会議資料1の熊野川懇談会設立について、会議資料2の熊野川懇談会の議事について、そして傍聴されます際のお願いでございます。

資料は以上となっております。もし不足がございましたら、どうぞお申し出ください。

それでは、ここで、設立会を開催するにあたりまして、河川管理者の国土交通省近畿地方整備局宮

本河川部長よりごあいさつを申し上げます。

宮本河川部長

近畿地方整備局河川部長の宮本でございます。どうぞよろしくお願いたします。一般傍聴の皆様方には背中を向けてあいさつをすることとなります。どうぞお許し願いたいと思います。

本日は、大変足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年は、台風が大変多く上陸し、当地域の熊野川筋におきましても大きな被害がございました。特に、7月18日には福井県の足羽川で堤防が破堤ということがございました。また、10月20日には、兵庫県の豊岡市を流れております円山川が破堤というふうに甚大な被害を受けたところでございます。私どもも、これからの河川整備、あるいは洪水対策に対しまして、大きな警鐘を鳴らされているというふうに受けとめております。そういう意味で、この熊野川懇談会に参加いたしましても、大変緊張感を持って臨んでいるところでございます。

さて、皆様ご存じと思いますが、今回の懇談会の趣旨でございますけれども、平成9年に河川法が改正されました。このときには、従来からの河川法の目的でございます治水と利水に加えまして、河川環境の保全ということが大きな目的として入ったわけでございます。そしてもう1つ、大きな変化といえますか、変更点は、我々がこれから具体的な河川整備の内容をつくる河川整備の計画にあたりまして、学識経験者の皆様方、また自治体の皆様方の意見を聞き、そして住民の皆様方の意見を計画に反映するというふうなことが河川法に位置づけられたわけでございます。

そういう意味で、この熊野川懇談会と申しますのも、学識経験者の皆様方の意見を反映する大きな場ということで設立したわけでございます。これから20年、30年を念頭に置きまして、これからの熊野川の河川整備のあり方を具体的な計画として盛り込んでいくわけでございますけれども、今申し上げましたように、学識経験者の皆様、あるいは自治体の皆様、そして住民の皆様方の意見を反映するという方向で進めるための不可欠な条件といたしまして、私ども国土交通省河川管理者がっておりますいろいろな情報、熊野川に対する思い、そして皆様方の持つておられる情報、そして熊野川に対する思いをできるだけ共有するということが大変大切なことなのではないかと思っております。

そういう意味におきまして、私ども国土交通省といたしましては、県とも連携いたしまして、私どもが持つております情報をすべてお出ししたいと思います。そして、私どもの熊野川に対する思いも率直にお出ししたいと思います。今日お集まりの委員の皆様、そして住民の皆様方も、それぞれがお持ちになっております熊野川に対する情報あるいは思いを率直にお出しいただければ、非常にありがたいと思っております。

先ほどのスライドにもございましたけれども、大変すばらしい熊野川、そして当地域の歴史、文化、

風土を十分踏まえて、すばらしい熊野川の河川整備計画ができますよう、我々といたしましても最大限努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後でございますけれども、各委員の皆様方には、近畿地方整備局長から委嘱状が出ておりまして、本来でございましたら、お一人お一人にお渡しするところでございますけれども、きょうは机の上に配付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

はなはだ簡単でございますけれども、冒頭のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。(拍手)

司会(赤井)

続きまして、熊野川懇談会の委員の皆様をご紹介申し上げます。

この懇談会は、16人の委員で構成されております。五十音順にご紹介してまいります。

和歌山大学システム工学部環境システム学科教授の井伊博行様でございます。

井伊委員

和歌山大学システム工学部の井伊博行です。よろしくお願いいたします。

私の専門は、ここに書かれているように水循環とか水質で、主に環境面で、この委員会でお役に立てばと思っております。よろしくお願いいたします。(拍手)

司会(赤井)

浦島観光ホテル株式会社社長で、浦木林業株式会社社長の浦木清十郎様でございます。

浦木委員

ご紹介いただきました浦木でございます。熊野川の中流で祖父の代から林業をやっておりますのと、温泉旅館をしております。よろしくお願いいたします。(拍手)

司会(赤井)

委員の皆さまお一人お一人からごあいさつをちょうだいできればありがたいのですが、時間の関係もございますので、お名前のみのご紹介で、失礼させていただきます。ご協力をお願いいたします。

立命館大学理工学部教授の江頭進治様でございます。(拍手)

三重大学生物資源学部助教授の木本凱夫様でございます。(拍手)

新宮商工会議所女性会会長の清岡幸子様でございます。(拍手)

作家、劇作家の神坂次郎様でございます。(拍手)

京都大学大学院地球環境学堂教授、椎葉充晴様でございます。(拍手)

和歌山大学教育学部教授高須英樹様でございます。(拍手)

和歌県立新宮高等学校教諭、瀧野秀二様でございます。(拍手)

株式会社和歌山放送相談役、竹中文博様でございます。(拍手)

有限会社津田林業代表取締役、津田晃様でございます。(拍手)

河川を美しくする会副会長、中島千登世様でございます。(拍手)

中島様は、地域に詳しい委員として、公募によりご就任いただきました。

続いては、和歌山大学経済学部教授の橋本卓爾様でございます。(拍手)

京都大学防災研究所水災害部門助教授、間瀬肇様でございます。(拍手)

新宮市熊野学情報センター準備室長、山本殖生様でございます。(拍手)

そして、社団法人電力土木技術協会専務理事の吉野隆治様でございます。

以上、16人の委員の皆様方をご紹介させていただきました。

続きましては、河川管理者側の出席者をご紹介申し上げます。

近畿地方整備局河川部長宮本博司でございます。(拍手)

近畿地方整備局河川部広域水管理官、細川雅でございます。(拍手)

紀南河川国道事務所長、黒谷努でございます。(拍手)

紀の川ダム統合管理事務所長、渡邊泰也でございます。(拍手)

続きまして、国が管理する区間の上流の河川管理者として、まず、和歌山県の管理者として、和歌山県県土整備部河川課主幹の向井直樹でございます。(拍手)

奈良県の管理者として、奈良県土木部河川課主幹の梶本勝裕でございます。(拍手)

なお、三重県の管理者は、先日の災害対策のため、本日は欠席でございます。

そして、発電ダムの管理者として、電源開発株式会社西日本支店長、塩田洸でございます。(拍手)

以上、河川管理者側でございました。

続きまして、熊野川懇談会の設立について、国土交通省近畿地方整備局細川広域水管理官より説明をさせていただきます。

細川広域水管理官

それでは、資料1-1の新しい河川整備の計画制度から資料1-3の熊野川懇談会の審議対象範囲、この3つを最初に説明させていただきます。

まず、資料の1-1ページをごらんください。先ほど河川部長から説明がございましたように、河川整備計画の制度が平成9年に変わっております。平成9年に、治水、利水という旧来の河川法から環境の整備と保全という目的が1つ加わりましたのと、もう1つ、地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入、この2つが新たに加わったこととなります。

次のページの図-2をごらんください。

具体的にどういう内容かということですが、左側の旧制度というところでは、河川工事を実施するにあたりまして、長期的な河川の方針及び河川工事の内容につきまして、河川審議会の意見を聞いて、工事実施基本計画というものを定め、実施しておりました。新しい制度では、河川整備基本方針と河川整備計画の2つに分かれることになりました。

まず、河川整備基本方針ですが、河川の基本的な考え方や長期的な観点に立った内容につきまして、全国的なバランスを図るという観点から、社会資本整備審議会の意見を聞いて、河川整備基本方針を決定しております。

もう1つが、河川整備計画でございます。今後、20年から30年の具体の河川整備の内容をつくるために河川整備計画を定めるということでございます。これにつきましては、河川管理者が原案を提示いたしまして、学識経験者の意見を聞く。公聴会の開催などによりまして、住民の意見を反映した河川整備計画の案を決定し、地方公共団体の意見を聞いて、河川整備計画を決定、公表していく。このような内容でございます。

続きまして、熊野川懇談会の設立趣旨でございます。近畿地方整備局では、学識経験者のご意見を聞く場として、淀川水系を始め各水系で流域委員会を設置してございます。熊野川につきましても、流域委員会を立ち上げるということで行っているわけですが、住民の皆様方に親しみやすい名称ということで、熊野川懇談会という名称をつけております。

熊野川懇談会ですが、図-6にございますように、設立にあたりまして、設立準備会を設けております。平成15年12月20日に設置いたしまして、懇談会の委員の構成、運営及び情報公開のあり方についてご審議いただいております。今年8月2日に熊野川懇談会設立準備会の答申を受けて、熊野川懇談会を設立するものでございます。

この懇談会におきまして、一級河川熊野川河川整備計画の案(直轄管理区間)の策定に当たり、熊野川らしさとは何かを考えながら、河川空間の整備と保全を求める地域の声に耳を傾け、また河川の特長や地域の風土、文化などの実情に応じた河川整備を推進するために、河川整備計画の原案について意見を述べる。2つ目が、関係住民の意見の聴き方について意見を述べる。この2つについて意見を聞くために設立するものでございます。

懇談会の進め方につきましては、今後この懇談会で審議されると思いますが、我々としたしまして、河川整備計画を作成するためには、冒頭河川部長が申しましたように、私たちが知っている熊野川の現状はどうなっているか、また皆さんが知っていることを教えていただきまして、次に、現状、どんなことを心配して、どんなことに困っているのか、また皆様が心配していること、困っていること、そういったものを共有いたしまして、それらについて私たちがどういうふうに対処するのか、また皆

様からの疑問点とかご意見をいただきまして、まずそういったものの共有化を図ってから、河川整備計画の原案をつくっていききたいと、このように考えております。

続きまして、熊野川懇談会の審議対象範囲でございます。資料1-7ページに新宮川水系全体をあらわしております。

まず、上流の猿谷ダムのところにマークが入っております。下流の方には、相野谷川、熊野川、市田川が入っております。国土交通大臣が直接管理している区間を河川整備計画の対象範囲とするわけですが、流域全体を取り巻くさまざまな課題につきましては、幅広い議論が必要と考えております。

大きい図が出ておりますが、下流部の熊野川の本川、相野谷川、市田川で、河川の色を濃く着色しているところが、国が自ら管理する区間でございます。

続きまして、上流の猿谷ダムの管理する区間でございます。ここが対象範囲となります。

以上です。

司会（赤井）

熊野川懇談会の設立についてのご説明でございました。

続きましては、熊野川懇談会設立準備会の概要を、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所の黒谷所長より説明させていただきます。

黒谷紀南河川国道事務所長

引き続きまして、1-9ページ、資料1-4でございます。

設立準備会の概要でございますが、準備会を今まで開催させていただいておりました。

目的・位置づけについては、1に書いてございますように、懇談会の設立に当たりまして、本日16名の委員の皆様方にご出席いただいておりますが、その委員の構成を定めるということが1つ、それと、懇談会の運営や情報公開のあり方についての案というものを今日示しておりますが、そのあたりを定めることを目的として、紀南河川国道事務所で設置してまいった次第でございます。

構成メンバーは、2にございますように、委員長といたしまして、立命館大学の江頭委員、以下、三重大大学の木本委員、作家の神坂委員、新宮高校の瀧野委員、和歌山放送の竹中委員ということで、5名のメンバーでご議論をいただいていたわけでございます。

以上でございます。

司会（赤井）

続いて、熊野川懇談会の設立準備会の審議結果につきまして、設立準備会で委員長を務めていただきました江頭委員からご説明をいただきたいと思っております。

江頭委員

設立準備会のお世話をさせていただきました江頭です。

今ご説明がありましたように、懇談会の運営のあり方及び組織の構成につきまして諮問を受けまして、私ども5名を中心に検討させていただきました。

まず、運営のあり方でございますが、この懇談会の役割を規定する規約づくり、もう1つは、情報公開、原則的に公開していくという方向で、いろんな意見を出し合いまして、後ほどご審議いただきますような情報公開の方法について、答申させていただきました。

それから、組織構成でございますが、宮本河川部長のごあいさつ、また冒頭のスライドショーにございましたように、熊野川の自然的、社会的特性、文化的な特性など、幅広い視点から熊野川の川づくりを議論していくということから、委員をどういうふうにとらえようかという議論をしてまいりました。

選考にあたっての方法でございますが、私ども準備会の委員の推薦でありますとか、関連の機関からの推薦でありますとか、河川管理者からの推薦、それから公募、こういった格好で候補者を募っていきまして、最終的に、先ほど申しましたように、幅広い多様な意見を出し合うということから、私どもバランスよく決めさせていただいたつもりでございます。最終的に16名の委員の構成ということでございます。

以上のようなことを近畿地方整備局長に答申をいたしております。

司会(赤井)

ありがとうございました。江頭委員から熊野川懇談会設立準備会の審議結果につきまして、ご説明をいただきました。

熊野川懇談会設立の(5)でございますが、規約案につきまして説明をさせていただきたいと思っております。熊野川懇談会規約(案)の説明は、細川より申し上げます。

細川広域水管理官

引き続き説明をさせていただきます。

資料1-5、1-17ページ、熊野川懇談会規約(案)でございます。

先ほど江頭委員からお話がありましたように、熊野川懇談会設立準備会から答申をいただきました。

その内容について、我々一切手を加えておりません。いただいた答申のままをつけてございます。大事な規約(案)でございますので、棒読みをさせていただきます。

熊野川懇談会規約(案)

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(目的)

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が招集する。

2. 懇談会の運営(議事・運営・審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱い、委員長が判断する。

(情報公開)

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール・FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

以上でございます。

司会(赤井)

熊野川懇談会の規約(案)について、ご説明をさせていただきました。

ただいまの規約(案)につきまして、何かご意見がございますでしょうか。委員の皆様方、いかがでしょうか。江頭委員、いかがでしょうか。

江頭委員

これは、私ども5名の準備会委員で意見を出し合いましてまとめたものでございますが、私どもの目の届かぬところで問題があるところもあるかもしれません。皆さんから忌憚のないご意見を伺えればと思います。

準備会が答申したもので、私自身がいろいろ申し上げるのもちょっと問題があるかと思えます。どんなことでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

司会(赤井)

椎葉委員、いかがでしょうか。

椎葉委員

公開のこともきちっと定めてあるので、これでよろしいのではないかと思います。

司会(赤井)

山本委員は、いかがでしょうか。

山本委員

何もございません。

司会(赤井)

全面的にオーケーということでございましょうか。

江頭委員

例えば、第5条で、「委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する」という文言があるわけですが、何かちょっとひっかかるんですけども、やっぱりこんなんでいいですかね。

司会(赤井)

自問自答をしていらっしゃるようですが、納得されましたでしょうか。

ほかに、何かご意見ございませんか。

橋本委員

第6条の懇談会の成立条件ですが、出席委員の3分の2というのは、大体こういうようなことになっているのですか。ちょっと条件が厳しそうなのか、といいますのは、きょう皆さんを見ますと、非常にお忙しい方もいらっしゃるし、かなり遠隔地の方もいらっしゃるの、もう少し条件の緩和というのが可能なかどうか、そこは準備会の方でどんなご判断をなさったのでしょうか。

司会(赤井)

委員の方、いかがでしょう。

江頭委員

私の記憶をたどらせていただきますと、懇談会の成立が3分の2、それから懇談会での大方の意思決定が3分の2で、3分の2掛ける3分の2で9分の4ですよ。ですから、全委員の約半数ぐらいが同意していることが最低の条件じゃないかということで、一応こういう提案をさせていただきました。

それから、3分の2というのが社会通念としてよく使われているということも、この数字に反映されています。

ここはかなりシビアに議論したことは事実ですが、なかなかこれにかわる案が見出せていないというのも、一方においてはあろうかと思えます。

今私が申し上げたことで、もうちょっと補足するようなことがございましたら、どなたか補足して

いただけませんか。

木本委員

答申した者が事務局に聞くのはみっともないのですが、当初は、3分の2ではなくて、5分の3か何かの数字じゃなかったですかね。

庶務(中條)

2分の1です。

木本委員

そう、2分の1です。2分の1から、今、江頭委員がおっしゃったような形で、それは少し甘いんじゃないかということで、3分の2と。その途中で、割り切れないのはどうするのだとか、いろんな意見があったんですが、江頭委員がおっしゃったような形で、3分の2ということで落ちついた次第です。

瀧野委員

前の数字の資料が画面に残っていませんか。3分の2、3分の2あたりでくると、16名の約半数になるからという形で、3分の2にしたのだと思います。

司会(赤井)

スクリーンの方をちょっとごらんいただきたいと思います。

庶務(中條)

説明させていただきます。

全委員数が16名、そのときに過半数であると9名、3分の2以上であると11名、3分の2の出席、一応11名が懇談会に出席した場合には、過半数として6名、3分の2以上として8名になります。全員で16名おりますので、3分の2以上の出席で、なおかつ議決数が3分の2以上のときに8名となりまして、ちょうどもとの全委員数16名の半分になるということで、先ほどの木本委員のご説明の、半分ぐらいは出て議決数に達するというようなことで、決めさせていただいた経緯があると思います。

司会(赤井)

そういうことなのですが、橋本委員、いかがでしょう。

橋本委員

委員の総意をできるだけ結集しようと非常にご努力いただいていることに感謝したいと思ひまして、了解いたしました。

司会(赤井)

河川管理者の方は、いかがでしょうか。よろしゅうございますか - -。

そのほかには、ご意見はございませんでしょうか - -。

特にないようですので、では、規約第12条の施行は、本日の平成16年10月30日からといたしまして、熊野川懇談会の規約を決定させていただきたいと思えます。

次に、熊野川懇談会の庶務について、説明をさせていただきます。細川の方から説明申し上げます。

細川広域水管理官

熊野川懇談会の庶務の内容でございます。1-19 ページ、資料1-6 でございます。

先ほど規約が正式に決まりました。懇談会規約第8条の規定を踏まえまして、国土交通省では、先般、三井共同建設コンサルタント株式会社関西支社と懇談会の庶務に関する契約を締結しております。今後は、こちらを熊野川懇談会の庶務として、運営などに関する指示をいただき、運営していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

司会(赤井)

以上で、議事次第の5まで説明をさせていただきました。ここまでの間で、何かご意見などございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。いかがでしょうか。

浦木委員

議事についてですけれども、いつの時期かに決めるのではないかと思います。議長とか座長とかいうのを決める必要はないのですか。

司会(赤井)

それは後ほど決めさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

浦木委員

はい。

司会(赤井)

ほかに何かご意見がございますでしょうか - -。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、ひとまずここまでとさせていただきます。ここで10分間の休憩をちょうだいしたいと思います。

(休憩)

司会(赤井)

それでは、そろそろ始めたいと思えます。どうぞ皆様お席にお着きくださいませ。

では、規約が成立いたしましたので、会議の開催につきまして確認をさせていただきます。

庶務の方から説明をお願いいたします。

庶務(中條)

先ほど決めていただきました三井共同建設コンサルタントの中條と申します。よろしくお願ひします。

先ほど懇談会の会議の成立の条件ということで、規約を決めさせていただきましたけれども、その第6条3項「懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する」ということで、きょう全員出席でありますので、きょうの懇談会は成立することとなりました。

それと、情報公開ということで、規約を決める前から、きょうは河川管理者側で、情報公開を原則として会議を進めてまいりましたけれども、今回規約が決定いたしましたので、規約の第7条で原則公開するということが決まっておりますので、情報公開ということで、このまま進めさせていただきます。その詳細につきましては、後ほど審議することとなりますが、まずは、今回公開で審議を進めていただきたいと思ひます。

以上です。

司会(赤井)

では、議事次第5の議事を進めてまいります。

本日の議事ですが、熊野川懇談会委員長の選出、委員長の職務を代理する委員の指名、熊野川懇談会の情報公開の方法について、熊野川懇談会の今後のスケジュールについて、そのほかとなっております。

では、熊野川懇談会委員長の選出でございますが、規約第5条におきまして、「懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める」と書かれております。委員の皆様、互選による委員長の選出をお願いいたします。

どなたか、推薦されます委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

瀧野委員

準備会に引き続いて、江頭委員に委員長をお願いしたいと思ひます。

司会(赤井)

今、江頭委員の名前が出てまいりました。ほかにはいかがでございますか。

神坂委員

私も、江頭先生がいいんじゃないかと思っております。(拍手)

司会(赤井)

今、委員の皆様から拍手が起こりました。

江頭委員を委員長にということでございますが、皆様、もう一度確認をとらせていただきます。いかがでございますか。

(拍手)

では、熊野川懇談会の委員長は、江頭委員にお願いしたいと思います。

江頭委員、委員長席にお座りくださいませ。

(江頭委員・委員長席に着く)

では、江頭委員長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

江頭委員長

江頭でございます。最初、準備会の世話役をやってくださいというときから、えらいことになったなと思っていたのですが、こんな仕事は、だれもがやりたくないんですよね。(笑)だけど、準備会から引き受けました以上、お引き受けさせていただきたいと思います。

私、非常にそそっかしいところがございまして、きょうも大失態を1つやってございます。第2部で、パネルディスカッションが予定されているわけですが、地震の松村先生がお越しなんですけれども、私、松村先生とは古い友達でありまして、ただ思い出しますと、ここ10年ぐらいお会いしていませんでしたね。それで、送っていただいた写真を拝見いたしまして、こんな日本人は絶対いないから、これは松村先生じゃない、写真ぐらいちゃんと確認しなさいよということで、庶務にちょっと小言を言いました。ところが、大変失礼な云い方ではありますが、その写真は、非常に貫祿の出ました - - 前から貫祿はあったんですが、本当の松村先生でありました。

そんなそそっかしいところがございまして、本当に皆様のご協力をいただかないと、この会は運営できないと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

あいさつのことを余り考えておりませんでしたので、ちゃんとしたことを申し上げられませんが、熊野川流域は、ご存じのように日本有数の多雨地帯でございまして、降水量は日本一でございます。また、先ほどのスライドショーにもありましたように、山と川が織りなす多様な自然環境、それにはぐくまれた文化、歴史、そして多様な生物資源、さらには我が国の電力開発のリーディングポートを握ったと言われるような発電、そういったものがございます。

一方において、洪水による浸水被害も顕在化していますし、また、明治22年の大災害では、十津川が壊滅してしまうということもございました。その影響が今日もまだまだ残っているという難しい川でございます。さらに、スライドショーにもありましたように、河口には砂州がございまして、そういう砂州の問題、それから海岸域では、海岸侵食の問題等々、我々が解決しなければいけない多くの課題を抱えています。

このような非常に難しい川でございますので、逆の見方をしますと、川の問題を扱っていくための縮図がここにあるというふうに理解をしていただきまして、皆さん忌憚のないご意見を出し合ってい

ただきますようにお願いしたいと思います。

簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。

司会(赤井)

ありがとうございました。

江頭委員長が快くお引き受けくださいましたので、これからの議事進行を江頭委員長にお渡ししたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

江頭委員長

美しく透き通った声で司会をずっとしていただければありがたいんですが、私の透き通ったとは言えない声で我慢していただきますように、お願いします。

それでは、議事の(2)委員長の職務を代理する委員の指名ということでございまして、これは今私が委員長になりましたので、私が指名するというので、よろしいんですね。

庶務(中條)

はい。

江頭委員長

まことに僭越でございますが、指名させていただきます。

この懇談会は、懇談会の運営も含めまして、なるべく広く皆さんに知っていただく、公開していくということから、少し異例ではございますが、お二方を指名させていただければと思います。

1人の方は、準備会で一緒にご議論いただきました竹中委員にお願いできればと思っております。もう一方は、きょうお認めいただきました委員の方で、椎葉委員にお願いできればと思っております。

お二人の先生方、ご了承いただければ、ここでお認めいただきたいと思います。

椎葉委員

了解いたしました。

竹中委員

はい。

江頭委員長

それでは、委員長の職務を代理する委員、委員長代理ということでよろしゅうございましょうか -

-。

そうしましたら、委員長代理を御二人にお願いしたいと思います。

それでは、議事の(3)熊野川懇談会の情報公開方法(案)について、資料2-3、庶務の方で読み上げていただけませんか。

庶務(中條)

2-3 ページになります。

熊野川懇談会の情報公開方法(案)

第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。

2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。

2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。

3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

以上です。

江頭委員長

今、庶務の方で第1条から第6条まで読んでいただきましたが、これらについてご意見等お伺いできればと思います。

高須委員

ちょっと質問なんですけれども、第2条の2行目、流域内とありますが、この流域内はどこを指しているのでしょうか。つまり、我々がこれから審議するいろんな事項は、先ほどの説明ですと、直轄区間内のことにすることになると思いますけれども、その意味で流域内というのを使っているのでしょうか。それとも、熊野川全域の流域内という意味で使っているのでしょうか。

江頭委員長

私の答えが間違っておれば補足していただきたいと思うのですが、この流域内というのは、熊野川流域全体を含むということです。

実は、もう少し領域を広げてはどうだというご意見も随分出たわけですが、どこまで広げるかとい

うことになりまして、相当に労力もかかりますし、費用もかかるだろうということで、流域外につきましては、記者発表とかホームページとかをご利用いただくということで、泣く泣く流域内という言葉を入れたような記憶がございます。

もしここに問題があれば、自由にご発言いただいて、ご議論いただければと思います。

塩田電源開発(株)西日本支店長

第5条に所定の関係機関での閲覧というのがございますが、所定の関係機関というのは、私どももいろいろ機関を持っていますが、どの範囲、どの程度をお考えでしょうか。

江頭委員長

まず市町村、河川管理者の機関、ほかございましたでしょうか。

庶務(中條)

今回の懇談会の会議の案内については、所定の関係機関ということで、まず市町村の役場、県としては、和歌山県、三重県、奈良県の各県庁、それと流域内にある土木事務所として、奈良県でいえば、五條土木とか吉野土木というところ、あと、国交省として、近畿地方整備局、紀南河川国道、猿谷ダム支所、紀の川ダム統管というようなところを所定の関係機関として配布しております。それと同じような形で、今後も続けさせていただければと思います。

江頭委員長

今、関係機関というときに、例えば電力事業関係の関係機関としますと、もっと範囲が広がってきますよね。そこを入れるのか入れないのか、そういうご発言ですよね。

塩田電源開発(株)西日本支店長

はい。

江頭委員長

いかがでございましょうか。委員の方、ご自由に発言していただいて - -。

私どもがこの案をつくりましたときには、電力事業者は、ここでは特殊な例として、半分河川管理者、半分は河川利用者みたいな位置づけになっておりまして、電力事業者をここでは関係機関としては定義しておりません。そういうことでしたね。

竹中委員、そんなことでよかったでしょうか。

竹中委員

私も、同じような記憶でございます。

江頭委員長

重要なことは、所定の関係機関というときに、定義がどんどん狭められない、そういうふうにご理

解いただければと思います。なるべく広い領域の意味にとらえていただければと思いますので、よろしくお願いたします。規約ですので、余り細かく定義することも難しゅうございますので、ここはそれでよろしゅうございますか。所定の関係機関というところで、ここは修正しなくて、このまま残しておくということで、よろしゅうございますか。スター印なんかを入れて説明文をつけるとか、そういうやり方はあるかと思いますが。

庶務(中條)

(スライド)

ちょっと見にくいのですが、参考のために、30カ所、今配っている事務所名を挙げております。

江頭委員長

そうしましたら提案ですけれども、今画面に出ていますデータを何らかの方法で資料の中に挟み込むというような作業をしていただけませんかでしょうか。そういうことで、よろしゅうございますね -

ほか、ございませんでしょうか。

橋本委員

第3条関係で傍聴者のことですが、「可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する」、これは非常にいいことだと思いますが、ということは、本日のように体育館のようなところで毎回委員会を開く、つまり、多くの傍聴者が傍聴していただけるような場所でやるということを前提にしているのでしょうか。

江頭委員長

この懇談会、なるべくたくさんの方に傍聴いただいて、またご意見もお伺いしたいと、そういうふうに思うわけですが、何せ会場をどう決めるかは物すごく難しいんですよ。とりあえず、毎回というわけではございませんが、これよりももう少し収容人数が減るかもしれませんが、なるべく庶務の方に努力いただいて、あるいは今後の委員会への出席状況等を勘案しまして、会場を決めていかざるを得ないだろうと思っております。

名案がありましたら、ご意見を賜りたいと思います。

橋本委員

名案はありませんけれども、傍聴の方にできるだけたくさん来ていただくということは非常にいいことですから、ぜひご努力いただいて、会場の設営をお願いしたいと思います。

江頭委員長

今のご意見には皆さん異論のないところだと思いますので、庶務と相談しながら、傍聴したい方が

入れないような状況はなるべくつくり出さないよう、努力を最大限払うということにさせていただきたいと思います。

間瀬委員

第5条第2項、議事録は懇談会ホームページで出しまして、第3項、議事骨子はホームページで公開するとありますけれども、このホームページというのは関係機関のホームページで、ここに骨子だけ出すというふうに読んだらよろしいのでしょうか。

江頭委員長

議事録については懇談会のホームページ、議事骨子については所定の関係機関のホームページという読み方でいいのかということですが、この段階ではそのとおりだったと思います。

ここで議論がありましたのは、議事録というのは物すごく長いんですね。何ページにも及ぶような場合があります、それを関係機関のすべてのホームページで公開するというのは非常に難しいかなど。

庶務(中條)

ここのホームページと書いてあったのは、懇談会ホームページのことであると思うんですけども。

江頭委員長

第5条の第2項と第3項、どちらも同じ……。

庶務(中條)

同じです。

江頭委員長

そうしたら、文章がちょっとまずいんですね。

間瀬委員

第3項になりますと、関係諸機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開するとありまして、関係機関のホームページに読めてしまいます。

江頭委員長

そうですね。懇談会のホームページでよろしいのですか。

庶務(中條)

関係機関と今調整して、リンクはとらせていただこうと思いますけれども、議事骨子については、懇談会のホームページで公開するという形でお願いしたいのです。

江頭委員長

だから、ここに「懇談会の」という文言を入れていただけますでしょうか。

ほか、ございませんでしょうか。よろしゅうございますか - -。

そうしましたら、とりあえずこの案を今修正させていただきまして、案を取るという格好にさせていただきたいと思います。もし何かございましたら、後ほどまたご意見をお伺いします。

それでは、議事の(4)熊野川懇談会の今後の進め方について、資料2-4、これも庶務の方からご説明願いたいと思います。

庶務(中條)

資料2-4 ページになりますけれども、熊野川懇談会の今後の進め方について示してあります。

まず、きょう第1回の熊野川懇談会として懇談会の設立、委員長の選出、規約、情報公開方法の策定ということで進んでまいりましたけれども、第2回の検討項目として、例として挙げているのが、流域概要の把握、現況の説明等を行う。もう1つとしては、各委員より熊野川とのかかわりについてお話をいただく。それと、今後の進め方、情報を共有するためにどういうふうな進め方ができるか等の検討項目が考えられますけれども、これについて、各委員の方々の審議をお願いしたいということと、その下に出ています開催場所、開催日程について、次回の開催場所はどこにするかということと、大体どのくらいの日程で次回開こうというような大方の目安もご審議いただいて、決めていただきたいと思います。

江頭委員長

今庶務からご説明がありました。次回の熊野川懇談会の議事内容、3点ほど書いてありますが、ほとんど決まっていないのと同じことですね。ここで、次回どんなことを議題として取り上げればいいのかということも、ご意見として伺えればと思います。

それから、開催場所、日時等のご議論もお願いしたいと思います。

まず、次回の議事の内容ですが、どうさせていただきますでしょうか。急にどんな議事がいいだろうというのも大変だと思いますが、検討項目の中の流域概要、これは外せない課題だと思うのですが、これに加えて、こんなことがまず大事じゃないかといったものがございましたら、どんどん意見を出していただければと思います。

流域概要の把握というところの中身としては、熊野川の大ざっぱなことは皆さんご存じなので、例えば、熊野川の外せない自然的な特性であるとか、生物生態環境であるとか、治水上の課題であるとか、どんなことを今後深く検討していかないといけないか、そういう課題がこれに含まれていると思っただけですか - - ではなくて、ここで決めるんですね。

庶務(中條)

今考えているのは、その課題を考える前に現状ということで、熊野川の現状がどういうものなのか

ということを、それぞれ説明できればと思っております。

江頭委員長

現状と課題みたいなものでいいですね。現状がわかれば、課題も出てくるわけですから。いろんな課題があるかと思しますので、そういうことも含めて……

井伊委員

これから2年とかかけて、いろいろ議論していくと思いますけれども、熊野川に関しては、皆さんそれぞれある程度は知識を持っていると思いますが、それぞれ分野が違うと思うんですね。それで、1回目の概要については、なるべく時間をとって、専門家もいますけれども、その方はおさらいも含めて、一応基礎知識を一緒に見ていくような方向でいったらどうでしょうか。恐らく管理者の方から説明があるので、こういう課題もあるよというようなソフトな感じで、ゆっくり説明してもらったらどうでしょうか。

江頭委員長

今、井伊委員がおっしゃったのは、例えば、概要としてどんなものを想定されていますか。

井伊委員

特にというのでなくて、なるべく全体を生かして……。私は、水質専門ですけれども、ほかの分野の方 - - 文化的な人もいらっしゃいますから、そういうのを含めて、1回目は広く全体をやってみて、余り課題、課題と言わない方がいいような気がするんですけども。それで、皆さんの知識を一定のレベルに上げて、それから徐々に次にフォーカスするような方向でいったらどうでしょうか。

江頭委員長

例えば、熊野川流域の自然的な特性とか環境とか水資源的なものとか、そういったもの……。

井伊委員

全体ですね。例えば、ダムもあるし。いきなり各論にいかないで。

江頭委員長

今、井伊委員からご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

まず、こんな話を聞きたいというのがございましたら、おっしゃっていただけませんか。

椎葉委員

今回の新潟の地震と台風、ほとんど同じときに起こったわけですね。新潟地震も、少し前に非常に大きな水災害が起こっているの、熊野についても、地震と台風の災害が接近して起こったらどういう事態が予測されるかというようなことについても、少し話を聞いてみたいと思うんです。今回の台風21号の被害がどの程度だったかというようなことも、少し紹介していただければありがたいと思います。

江頭委員長

今、椎葉委員からお話が出ましたので、これは河川管理者にお願いしてよろしいですか。できる範囲で結構です。

黒谷紀南河川国道事務所長

地震と洪水が極めて近い状態で来た場合どうなるかというシミュレーションはないのですが。

江頭委員長

椎葉委員がおっしゃったのは、多分そんな難しい話ではなくて、例えば、台風21号でどんなことが起こったかという話と、今回の新潟・中越地震の被害の状況とか、そういったものをあわせて紹介していただければ、それでいいんじゃないかと。

黒谷紀南河川国道事務所長

今までの台風で、どんな被害があったとか、どれぐらいの水が出たかというのは、もちろん紹介できますし、地震も、こういったものが来たらどうなるかというのは、少しは想定してございますので、その辺の紹介はさせていただきます。

江頭委員長

地震被害についての詳細なシミュレーションとか、それはまだずっと先のことになるかと思いますので、それほどシビアに考えていただくずに、皆さんに紹介していただく程度の資料をご用意願えばと思います。

黒谷紀南河川国道事務所長

わかりました。

江頭委員長

大体そんなものでしょうか。ほかございますか。

清岡委員

先ほどからご意見をいろいろ伺いまして、私が想像しておりましたことと、範囲が随分広がっておりますので、私ども近隣に生活しているものの意見を述べればいいのかという感覚で参加しておりますので、その辺のことも少し踏まえていただけたらと思います。

江頭委員長

どうぞ、どんどんやっていただきますようお願いします。

清岡委員

専門的なことは、たくさん学識の方がいらっしゃいますので、先ほどからちょっと緊張しておりますけれども、今台風21号のことにに関してとか言われましたので、私どもは、もろに被害をこうむっ

ております住民として、そのことの見解とかを率直に言わせていただいてもいいのでしょうか。それを今後課題にさせていただけるのでしょうか。

江頭委員長

もちろん、治水上の主要な課題になります。

清岡委員

その辺のことも、また資料を踏まえてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何か話がどんどん大きくなるものですから、私らでいけるのかなという感覚になってしまいましたので。

江頭委員長

貴重な意見、ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか - -。

そうしましたら、皆様から出されましたご意見を少しシャッフルして、次回の議題を設定していただくということでよろしゅうございますね。

では、そのようにさせていただきたいと思ひます。

それから、開催場所、開催日程でございますが、これはどういふふうにすればよろしいのでしょうか。

庶務(中條)

ちょっと説明させていただきますと、今回河川整備計画の対象となる下流域、直轄管理区間ですけれども、新宮市、紀宝町、鵜殿村の3市町村になるわけですが、それ以外、流域という形でいけば、熊野川町、本宮町、あと、上流域では、十津川村などがあります。各委員の先生方、大阪の方から来られる方もおられるので、交通の便もありますけれども、熊野川の流域全体を考えるとこの懇談会の趣旨からすれば、いろんな場所で懇談会を行った方が良く思っているのですが、その辺、次回も新宮周辺で行うのか、それとももう少し山の方へいくのか、ご審議いただければと思ひます。

江頭委員長

いかがでしょうか。

津田委員

今、会議の開催場所ということで話になっていますが、流域で、下流、中流、上流として、各委員さんがそういう地方を回ってもらえるものでしたら、私、野迫川村ですので、野迫川村へお越しいただければ、野迫川の現状を問のあたりにしていただけますし、説明も私がさせていただきます。候補地としていうのでしたら、ぜひとも野迫川村も1つ挙げていただければありがたいと思っております。

実際私は、林業といつても、わかりやすくいえば、ふだんは地下足袋を履いて現場へ出ているとい

う現職の山師ですので、川を考えるときに、山も一緒に考えてもらおうやないかと。そのつもりで、この会議に参加させてもらっておりますので、ぜひとも山の方へも足を運んでいただきたい。非常に交通の便が悪いところですけども、候補地として挙げるのでしたら、野迫川村という名前も1つ挙げていただきたいなと思っております。

浦木委員

場所につきましては、今おっしゃられたことも含めまして、ここに書かれている場所も非常に結構だと思いますが、私、広さが、例えばきょうの人数からいきますと、半分以下であっても十分入りまじ、広々としたところに散漫であるよりも、ある程度詰まっている方が、雰囲気としては何となしに濃密になります。また、発言するにしても、特に参加者が発言する場合は、余り広々としたところは発言しにくいというようなことで、余り広々したところをあえて選ばなくてもいいのではないかなという感じがちょっといたしました。

それともう1つ、範囲が広がってくると、散漫になるかもしれませんが、歴史の中では、自然科学的な熊野川の変遷とかの歴史もありますし、文化的な歴史、いわれ、あるいは伝説、そういったものも含めていただきたいなと思います。

江頭委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。そういうこともございまして、きょう、神坂先生をはじめ各先生方にご無理を申し上げて、第2部を企画させていただきました。今後も、いわゆる歴史、文化の視点を十分取り入れながら川づくりをやっていかないといけないと、そういう姿勢だと思いますので、私どもも、そういう視点を非常に重要な視点として議論していければと思います。

ほかにごいませんか - -。

ここでこうだということを決めるのは大変ですから、今ご意見が出ましたので、傍聴の方々のことも考えながら、あるいはこの委員会は、現地見学会等も当然入っていくのだと思いますので、そういうことも含めて、開催場所等についてはフレキシブルに考えていければと思っています。開催日時、場所につきましては、委員長と委員長代理と庶務で検討させていただくということで、よろしゅうございましょうか - -。

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

懇談会の審議は、一応これで終了させていただくわけですが、議事のその他として、傍聴席からのご意見を伺いたいと思ひます。どなたでも結構ですので、挙手をしていただひて、お名前をお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございましょうか - -。後でストレスをおためにならぬように。(笑)

それでは、これで第1部の懇談会を終了させていただきたいと思ひます。

司会(赤井)

ありがとうございました。

委員の皆様、長時間ご審議いただきましてありがとうございました。

ここで10分間の休憩を挟みまして、3時40分から熊野川懇談会第2部のシンポジウムを開催いたします。熊野川懇談会の委員の方々を中心としたメンバーによりますパネルディスカッションでございいます。

対談を通して、熊野また熊野川に関する新しい魅力をご発見ください。また、きょう、マスコミの皆様がいらっしゃっていますが、江頭委員長、記者発表の方はどういたしましょうか。

江頭委員長

もしお見えであって、この懇談会の件についてヒアリングしたいということであれば、お答えいたします。

司会(赤井)

わかりました。では、また後ほどよろしく願いたします。

それでは、10分間の休憩をちょうだいしたいと思います。皆様、お疲れさまでございました。

(休憩)